

給与支払報告 にかかると給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 処 理 事 項	年度	年度	年度	

年 月 日 野 木 町 長 様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号									
		名 称	宛 名 番 号										
		代表者の 職氏名印	連絡者の 係 及び 氏 名 並 びにその 電話番号										
		個人番号 又は法人番号											
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 後 の 未徴収税額 の 徴 収	退職年の1月か ら退職時までの 給 与 支 払 額	備 考			
フリガナ			円		円	円	年 月 日	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収	円	一括徴収した 税額は、 月分で納 入します。 納入年月日 年 月 日			
氏 名	(旧姓)			月分 から			異 動 事 由	3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。	円				
個人番号				月分 まで			1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 会社倒産 6. 育児休業 7. その他 ()		円				
旧住所	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)								円				
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)								円				

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		異動者印	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一 括 徴 収 予 定 額		●退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収 することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方につい ても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、 お願いいたします。	
1. 異動が 年12月31日までで申出 があったため (月 日申出)				支払予定日ごと の徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)		
2. 異動が 年1月1日以後で特別 徴収の継続の希望がないため				円	円		
一 括 徴 収 で き な い 理 由				円			
(○を付してください)							
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がな いため又は未徴収税額より少ないため				円			
2. その他 理由 ()							

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

納付額 円を 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規	納 入 書										
		郵便番号			継 続	要・不要										
		フリガナ		法 人 番 号												
		名 称		連絡者の 係 及び 氏 名 並 びにその 電話番号	係 氏名											
給与支払方法 及びその期日		代表者の 職氏名印		電話	()	番										
払込を希望する 金融機関の所在 地 及 び 名 称				経 理 責 任 者 氏 名												

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、旧勤務先で上段の事項を記載し、新勤務先に送付願
います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、旧勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載し
てください。また、旧勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、旧勤務先では記載せず、新勤務先へ
送付願います。新勤務先では下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。